

教員審査に関する確認事項

平成10年5月22日代議員会

・審査手続

1. 教員候補者の推薦

(1) 関係規則等

岩手大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する内規

(2) 推薦者及び推薦方法

岩手大学総合科学研究科長，弘前大学農学生命科学研究科長，弘前大学地域共創科学研究科長，山形大学農学研究科長，福島大学食農科学研究科長又は岩手大学大学院連合農学研究科と連携大学院協定を締結している機関の長（以下「構成大学の農学研究科長等」という。）は，採用，昇任等により連合農学研究科教員候補者（以下「候補者」という。）が生じたときは，「岩手大学大学院連合農学研究科教員の資格等備えるべき条件の基準」に照らした上で，推薦書に内規第4条第1項各号に掲げる資料（以下「個人調書等」という。）を添え，推薦の締切期日までに連合農学研究科長に推薦する〔第2条及び第4条〕。

なお，教授，准教授，講師又は助教に任用されることが構成大学の教授会において承認されている者については候補者として推薦することができる。また，帯広畜産大学の教員については別途定める。

(3) 推薦の締切期日

推薦の締切期日は，原則として，4月下旬とする。

(4) 原著論文，著書及び総説の添付

第4条第1項第2号に掲げる資料として，教育研究業績書に記載されたすべての原著論文，著書及び総説を添付するものとする。

(5) 個人調書等の事前通知

構成大学の農学研究科長等から候補者の推薦を受けた連合農学研究科長は，個人調書等の写しを教員資格審査に先立ち，事前に専任の教員及び代議員全員へ通知する。

2. 教員資格審査委員会（7月）

(1) 関係規則等

岩手大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する内規

(2) 組織

連合農学研究科長を委員長とし，専任の教員及び代議員で組織する（必要と認めた場合，特定の主指導教員資格者を出席させ，参考意見を聴くことがある）。特定の主指導教員資格者の出席については，委員長に一任する。

〔第7条，第8条及び第9条〕

(3) 審査方法

構成大学の農学研究科長等から候補者の推薦があった場合は，代議員会の議を経て，教員資格審査委員会を設置する。教員資格審査委員会は，候補者の個人調書等及び審査基準に基づき，第2条の資格について審査し，第3条の資格判定を行う。

研究科教授会に諮る候補者は投票によって決定し，投票総数の3分の2以上の「合」の得票者を合格とする。

〔第2条，第3条，第9条及び第10条〕

なお，第4条第1項第2号に掲げる資料として提出された原著論文，著書及び総説については，教員資格審査委員会当日に閲覧させる。

3. 研究科教授会

(1) 関係規則等

岩手大学大学院連合農学研究科教授会規則

岩手大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する内規

(2) 個人調書等の開示

研究科教授会に先立ち、候補者の個人調書等は、研究科教授会構成員からの求めに応じて開示するものとする。

なお、第4条第1項各号に掲げる資料として提出された個人調書等は、研究科教授会当日に閲覧させる。

(3) 審査方法

主指導教員資格者及び副指導教員資格者別に各候補者の審査結果を諮り、了承を得る。

(4) 資格審査結果の通知

連合農学研究科長は、研究科教授会での教員資格審査結果を推薦のあった構成大学の農学研究科長等へ通知する。

[岩手大学大学院連合農学研究科教授会規則第4条第3号及び第6条第2項ただし書並びに岩手大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する内規第10条及び第11条]

・申請資格・審査基準等

1. 申請資格

(1) 年齢

資格発効後、少なくとも2年間在職し得る者であること。

(2) 教歴

教歴の有無は資格条件としないが、主指導教員については教歴又はこれに相当する経歴を有することが望ましい。

2. 審査基準適用の原則

(1) 学問分野による基準の差異

同上分野に対し同一基準の一律適用は困難なので、教員資格審査委員会委員の合意を尊重する。

(2) 「岩手大学大学院連合農学研究科教員の資格等備えるべき条件の基準」の運用

ア 「学会誌掲載学術論文又はこれに準ずる学術論文」の準ずるものの範囲

原則として、レフェリー制度の確立されている学術論文を指す。ただし、自然科学系、社会科学系等、学問分野によっては学術論文の公表方法等に相違があるので、それを尊重する。

イ 著書

学術書及びそれに準ずるものを指す。単著と共著は区別して取り扱わない。自著と訳著は区別できるように記載する。

ウ 総説

査読付きの業績に限る。

エ 最近5年間

教員資格審査を行う研究科教授会の日々の5年前の年の1月以降とする。

3. 資格の発効

連合農学研究科教員としての資格は、承認を得た当該研究科教授会の当日から発効するものとする。

ただし、の1の(2)なお書に基づき推薦された者については、教授、准教授又は講師及び助教に任用される日から発効するものとする。

・適用日

この確認事項は、平成12年4月1日から適用する。

平成10年12月 4日 第109回代議員会 一部改正

平成11年 1月22日 第111回代議員会 一部改正

平成 1 2 年	5 月 1 9 日	第 1 2 8 回代議員会	一部改正
平成 1 3 年	2 月 2 0 日	第 1 3 5 回代議員会	一部改正
平成 1 3 年	7 月 2 7 日	第 1 4 0 回代議員会	一部改正
平成 1 9 年	2 月 1 4 日	第 2 0 0 回代議員会	一部改正
平成 2 3 年 1 0 月	7 日	第 2 5 2 回代議員会	一部改正
平成 2 9 年	1 月 6 日	第 3 0 8 回代議員会	一部改正
平成 3 1 年	2 月 8 日	第 3 3 2 回代議員会	一部改正
令和 元年 1 1 月	1 日	第 3 4 1 回代議員会	一部改正
令和 2 年	2 月 7 日	第 3 4 6 回代議員会	一部改正
令和 3 年	2 月 5 日	第 3 6 0 回代議員会	一部改正
令和 5 年 1 0 月	6 日	第 3 9 1 回代議員会	一部改正
令和 8 年	2 月 6 日	第 4 2 1 回代議員会	一部改正